

聴聞官の指定等に関する規程

昭和 45 年 7 月 17 日
訓 令 甲 第 1 9 号

〔沿革〕 昭和 46 年 3 月 訓令甲第 1 号
47 年 4 月 同第 7 号
平成 4 年 2 月 同第 7 号
7 年 1 月 同第 1 号
9 年 8 月 同第 18 号
29 年 1 月 同第 1 号、6 月同第 23 号改正

(目的)

第 1 条 この規程は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号）第 3 条第 2 項、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 27 号）第 3 条及びストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 19 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する警察職員並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項に規定する都道府県警察の職員並びに東京都公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 9 年 8 月 12 日東京都公安委員会規則第 9 号）第 3 条第 2 項に規定する警視庁職員（以下総称して「聴聞官」という。）の指名に係る指定等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(主席聴聞官)

第 2 条 聴聞官のうち、1 名を主席聴聞官とする。
2 主席聴聞官は、総務部に置き、参事たる警察行政職員をもつて充てる。
3 主席聴聞官は、東京都公安委員会の指定する事案及び警視総監に委任された事案の聴聞、意見の聴取及び意見聴取の実施に関する事務を総括整理し、その事務処理について他の聴聞官を指揮監督する。

(指定)

第 3 条 主席聴聞官及び聴聞官の指定は、別記様式の指定書を交付して行う。

(報告)

第 4 条 聴聞官が主宰した聴聞、意見の聴取又は意見聴取の報告は、主席聴聞官を経由して行うことができる。

付 則

この訓令は、昭和 45 年 7 月 17 日から施行する。

附 則（平成 9 年 8 月 12 日訓令甲第 18 号）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 9 年 8 月 13 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令の施行の際、現に改正前の聴聞官の指名等に関する規程第 3 条の規定により指名書を交付されている者は、改正後の聴聞官の指定等に関する規程第 3 条の規定により指定書を交付された者とみなす。